**平成２７年（フ）第７３４号**
千葉市花見川区幕張本郷７丁目18番30号　スマータス幕張本郷106号
債務者　岩村　雄司
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第７６４号**
千葉県市川市香取１丁目１番６号（行徳荘）
債務者　森居　信男
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第７８０号**
千葉県船橋市咲が丘２丁目38番５号　ベルピア二和向台第１－１－105号
債務者　石井　雅樹
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第２６６号**
静岡県三島市新谷141番地　リゾートＫ－205
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第３０号**
静岡県菊川市加茂5345番地　（レクリオヒロⅢ－108）
債務者　縄巻真由美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２７年（フ）第８４０号**
京都市西京区桂上野西町222番地　グレースフリー上野402号
債務者　下村佐恵子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第８４２号**
京都市中京区高倉通御池下る亀甲屋町605番地
債務者　中島　一治
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第８５３号**
京都市北区大北山原谷乾町128番地６、前住所京都市山科区日ノ岡坂脇町42番地４
債務者　寺尾　和紘
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第８５５号**
京都府長岡京市奥海印寺谷田10番地21
債務者　木津　智子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第６５４号**
堺市西区浜寺元町２丁152番地ハイツ泉305号、前住所大阪府和泉市府中町１丁目10番５号
債務者　平山　　剛
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第６６０号**
鹿児島県鹿屋市新川町631番地　ライオネス106号、申立時の住所大阪府河内長野市小山田町451番地の149－２－213号
債務者　加島　有貴
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第６６５号**
大阪府河内長野市小山田町451番地の149－１－409号、前住所大阪府河内長野市小山田町2846番地の３
債務者　小川　聡史
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第６７７号**
堺市堺区南田出井町１丁３番６号
債務者　片桐美代子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第７０１号**
堺市堺区南清水町３丁６番11－101号
債務者　江口謙二郎
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第７８２号**
堺市南区三原台１丁３番12－208号
債務者　古高　　進
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第７９２号**
堺市中区堀上町505番地８　山内ハイツ103号
債務者　佐藤　　紘
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第８１６号**
堺市西区津久野町３丁33番23－402号
債務者　石川　涼子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係